

「外為に係る原則及び行動方法を定め た外為管理官布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●外為に係る原則及び行動方法を定めた外為管理官布告

注／仏暦二五五〇年一月一二日付けの第8版、仏暦二五五一年二月四日付けの第15版、仏暦二五五一年二月二九日付けの第17版、最新の仏暦二五五三年（西暦二〇一〇年）一月一日付けの第20版を織り込んで訳出。太字の部分が第20版による最新改定部分です。

（前文省略）

第一項

過去の布告の廃止規定（省略）

第二項

本布告において、

「許可取得法人（ニティブッコン・ラップ・アヌヤート）」とは、仏暦二四八五年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第13号（仏暦二四九七年）で定められたところにに基づき許可を得た法人を意味する。

「グループ内ビジネス（トゥラキット・ナイ・クルア）」とは、ある者がその法人の全資本の50%以上の株式を保有する、または所有者となっている一連の法人を意味し、ある法人が次の法人の全資本の50%以上の株式を保有する、または所有者となっている一連の法人も意味する。ここに、タイ国籍者である、またはタイ国内で登記した法人である場合に限定する。

「事業（キチャカーン）」とは、所有者1人、パートナーシップ、株式会社、公開株式会社の事業、共同事業を意味する。

「グループ内事業（キチャカーン・ナイ・クルア）」とは、親事業、子事業及び共同事業を意味する。ここに親事業、子事業または共同事業の支店も含める。

「親事業（キチャカーン・メー）」とは、子事業の資本もしくは株式の50%超の株式を有する、もしくは所有する事業、または共同事業の資本もしくは株式の10%以上50%以下の株式を有する、もしくは所有する事業を意味する。ここに株式保有比率は1件につき数える。

「子事業（キチャカーン・ヨーイ）」とは、以下を意味する。

- (a) 共同事業ではない親事業である他の事業を有する事業、または
- (b) 以下順に (a) に基づく事業の子事業。

「共同事業（キチャカーン・ルアム）」とは、以下を意味する。

- (a) 子事業ではない親事業である他の事業を有する事業。
- (b) 子事業ではない親事業である子事業を有する事業、または

(c) 以下順に (a) または (b) に基づく事業の子事業。

「証券及び他の金融性証券（ラックサップ・レ・トラサーン・ターンガーンゲン・ウーン）」とは、資本証券、債券、投資ユニットを意味する。

第一部 国外への通貨送金または持ち出し

第三項

仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為管理についての財務省布告の第二項に示された場合以外の通貨の国外送金または持ち出しにおいて、通貨を国外に送金または持ち出す者は、詳細、必要性の説明と共に関係書類を添付することにより外為管理官（注／タイ中銀当局）に許可申請書を提出しなければならない。

許可取得法人が申請人から申請書及び（もしあれば）添付書類を受け取った場合、調査の上、申請書及び添付書類の内容が事実で正しいと判断すれば、許可取得法人は保証の署名及び印を申請書及び添付書類に付し、外為管理官に送付する。

外為管理官が許可申請書を認可した時、申請人は出国時に外為管理官の許可書を税関職員に示す。

第四項

ベトナム社会主義共和国及びタイと国境を接する近隣国に所在する銀行が、仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為管理についての財務省布告の第二項（2）に掲げた金額を超えて自己の非居住者パーツ預金口座から通貨を引き出し、当該国に送金または持ち出すことを求めてきた場合、第五項に従った時、外為管理官は許可取得法人に手続きを許可する。

第五項

第四項に基づく通貨の国外送金または持ち出し、及び外国銀行が送金または交換に持ち込んだ通貨もしくは外貨の額を超えない金額で、銀行が通貨の国外送金または持ち出しで許可を得た場合、許可取得法人または許可を得た銀行は国外に送金または持ち出す通貨の種類、価額及び金額に係る詳細を文面で税関職員に示し、当該通貨が本布告の第四項、もしくは仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為管理についての財務省布告の第二項（1）に基づく者であることを証明する。

第二部 輸出代金に係る免除または緩和

第六項

以下のように仏暦二四八五年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第一三号（仏暦二四九七年）の第一六項に基づく輸出代金としての外貨に対する規制の免除または緩和

を求める場合、

(1) 非居住者パーツ口座からパーツ貨で輸出代金支払いを受ける。

(2) ベトナム社会主義共和国及びタイと国境を接する近隣国への輸出代金についてパーツ貨での支払いを受ける。

(3) 修理、試験、展示、損壊した物品の補償、または輸入した物品の交換のための輸出について外貨規制の免除を受ける。

(4) [廃止]

(5) 委託人が送金してきた原料代の部分において生産受託である輸出代金について外貨規制の免除を受ける。

(6) 一件の取引相手とグループ内ビジネスの債務も含め相殺した場合における輸出代金について外貨規制の免除を受ける。

外為管理官は輸出者に対し(1)に基づくパーツ貨での輸出代金の支払いを受けることを許可する。

申請人が第八項に基づく証拠書類と共に外為管理官が定めた許可申請書を提出し、許可取得法人はチェックの上で書類が事実で正しく、第四六項及び第四七項に従っていると判断すれば、許可を受けた許可申請書式の写しを作成し、証拠としてその者に引き渡した時、外為管理官は(2)から(6)に基づき免除または緩和する。

第七項

仏暦二四八六年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第13号(仏暦二四九七年)の第七項及び第一六項に基づく免除を求め、許可取得法人に輸出代金の外貨を売らず、許可取得法人に当該外貨を預金せずに以下の実施を望む場合、

(1) 仏暦二五四七年付けの許可代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一項に基づく目的のために外国にいる者に送金する。

(2) 外貨債務の弁済のために許可取得法人に送金する。

ここに、グループ内ビジネスを代行する目的をもって支払う場合も含める。

申請人が第四四項に定めた書式を証拠書類と共に提出し、許可取得法人がチェックの上で書類が事実で正しく、第四四項、第四六項及び第四七項に従っていると判断した時、外為管理官は当該外貨の許可取得法人への売却、預金を免除する。

第八項

第六項及び第七項に基づく免除または緩和の申請において、許可取得法人は申請人に対し、以下の場合ごとに証拠書類の提出を求める。

(1) ベトナム社会主義共和国またはタイと国境を接する近隣国への輸出代金で第六項

(2)に基づきパーツ貨で支払いを受ける場合、税関職員が押印し、署名したパーツ貨持込み証明書の提出を求める。

(2) 第六項(3)に基づく外貨規制の免除の場合、ケースごとに基づく関連書類を求める。

(3) [廃止]

(4) 第六項(5)に基づく委託人が送金してきた原料代の部分における生産受託である輸出代金についての外貨規制免除の場合、委託人が送金した原料代の額とともに生産受託であることを示す書類を求める。

(5) 第六項(6)に基づく一件の取引相手とグループ内ビジネスの債務も含め相殺した場合における輸出代金についての外貨規制免除の場合、相殺を示す関連書類および第一五項に規定したところに基づく各ケースにおける証拠書類を求める。

(6) 許可取得法人に輸出代金の外貨を売らず、許可取得法人に当該外貨を預金せずに、第七項(1)に基づく外貨送金の目的を有する場合、第一五項に規定した証拠書類を求める。第七項(2)に基づく外貨送金の目的を有する場合は借入契約の写し、または信用供与の書類を求める。

(7) 第六項(6)に基づく免除申請で、グループ内ビジネスの債務相殺の場合、及び第七項に基づくグループ内ビジネスに代わって支払いをする場合、グループ内ビジネスであることの証拠を求める。

第九項

仏暦二四八五年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第13号(仏暦二四九七年)の第一六項に基づく免除または緩和の場合、許可取得法人は以下の証拠書類をまず申請人に求め、申請人に対し許可取得法人を通じ外為管理官に申請書を提出させるようにする。

(1) 複数の取引相手と債務相殺がある場合における輸出代金の外貨規制の免除を求める場合、以下の証拠書類を求める。

(a) 必要性についての詳細な事由、債務相殺をした支出入に係る詳細、債務相殺センターの名称、債務相殺の手順、債務相殺の差額支払いに使用する通貨、及び債務相殺に係る送金サービスで使用する許可取得法人の名称についての説明とともに、許可申請書。

(b) 法人設立の証拠書類、例えば商業省が保証した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

(2) 他の場合の免除または緩和においては以下の証拠書類を求める。

(a) 関係する詳細の説明とともに、許可申請書。

(b) それぞれの場合に基づく関係証拠。

(c) 申請人を示す証拠。自然人の場合は例えば国民証、法人の場合は例えば商業省が保証した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

ここに、許可取得法人は外為管理官審査に送る前に証拠書類の正当性をチェックし、必要であれば証拠書類の追加提出を求めることができる。

第三部 輸出代金ではない外貨の売却または預金の免除

第一〇項

輸出代金以外の外国来源から生じた外貨を得た者は、以下の者を除き、仏暦二四八五年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第13号（仏暦二四九七年）の第二〇項に基づきその外貨を売却または預金しなければならない。

- (1) 非居住者及び3か月以内の一時滞在許可を得た外国人。
- (2) 外国の大使館及び外交特権を得た者。
- (3) 国連機関、国際機関及びそれら機関で活動する職員、専門家またはその他の者。
- (4) 外国に居住を移した、または外国で働くタイ人。
- (5) 外貨で外国証券に投資する場合は、仏暦二五五〇年一月一二日付けの外国証券への投資に係る原則と行動方法を定めた外為管理官布告に基づく機関投資家、及び外国証券投資の許可を外為管理官から得た者。

第一〇／一項

以下について、仏暦二四八五年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第26号（仏暦二五五一年）により改定増補された仏暦二四八五年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第13号（仏暦二四九七年）の第二〇項に基づく免除または緩和を求める場合、

- (1) 5万米ドル未満、または市場レート換算で同額未満の外貨。
- (2) 非居住者のパーツ口座からパーツで支払いを受ける。
- (3) 税関職員が押印し、署名を付したパーツの国内持ち込みを示す書類（バイ・サムデー）を有して、ベトナム社会主義共和国またはタイと国境を接する近隣国内の者からパーツで支払いを受ける。
- (4) 360日以内に実行できない事由があり、その事由に係る証拠書類がある場合の360日を超える外貨規制の緩和。
- (5) 第一五項に定めたところに基づくケースに従った証拠書類を有した、仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に基づく目的のため外国人に外貨で支払う場合の外貨規制の免除。

外為管理官は(1)に基づく免除、及び(2)に基づくパーツでの支払い受け取りを許可する。

申請人が各ケースで定められた証拠書類と共に外為管理官が定めた許可申請書式を提出し、許可取得法人が書類について事実で正しいことをチェックした時、外為管理官は(3)から(5)までに基づく免除または緩和をなし、許可を得た申請書式の写しを作成し、その申請人に引き渡すと共に第四六項及び第四七項に従う。

第一一項

輸出代金以外の外国の所得源により生じた外貨の許可取得法人への売却をせず、当該外貨を許可取得法人に預けずに以下の実施を望んで、仏暦二四八五年外為管理法令の内容に基づき制定された省令第13号（仏暦二四九七年）の第七項及び第一〇項に基づく免除を求める場合、

（1）仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に基づく目的のために外国人に送金する。

（2）外貨債務の返済のために許可取得法人に送金する。

ここに、グループ内ビジネスの代行支払いも含める。

申請人が第一五項に基づく証拠書類、または借入もしくは信用供与書類、及びグループ内ビジネスに代わって支払う場合はグループ内ビジネスであることの証拠と共に第四四項に定めた書式を提出し、許可取得法人が書類が事実で正しいことをチェックした時、外為管理官は許可取得法人への外貨売却、及び当該外貨の預金を免除し、許可取得法人はその者の要望に従い外貨を送金し、第四四項、第四六項及び第四七項に従う。

第四部 外貨の売買、交換または送金

第一二項

外為管理官は一般人に対し、設置法を有し、外貨支払いに係る事業許可を得た法人に外貨を売る、買う、交換する、または送金することを許可する。

第一三項

外為管理官は輸出代金として外貨を得た輸出者、及びその他の場合で外貨を得た者に対し、当該外貨を設置法を有し、外貨支払いに係る事業許可を得た法人に送金することを許可する。

第一四項

内国人が以下の目的で外貨の購入または交換を求めた場合、外為管理官は申請人及び許可取得法人が第一五項に定めた行動を取った時、これを許可し、許可取得法人はケースごとに定められた金額に基づき手続きをとる。

（1）外国証券売買事業を営んでいない外国の事業に対する投資または貸付のため。このときその外国の事業はその事業目的に基づく、または監督機関に届け出たところに基づく以下の本ビジネスを営んでいなければならない。

（a）外国支店を含む外国事業の設立または共同投資への投資のための法人による送金。このとき持ち株比率または出資比率は10%以上で、持ち株比率は1件につき数える。または購入もしくは交換を求める者と同じグループ内の外国のグループ内事業に対する投資もしくは貸付のための法人による送金。このとき金額は制限しない。

(b) (a) 以外の外国事業に対する貸付のための法人による送金。このとき総額は1年に5000万米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。

(c) 外国事業設立または共同投資への投資のための自然人による送金。このとき持ち株比率または出資比率は10%以上で、持ち株比率は1件につき数える。または当該事業の外国のグループ内事業に対する投資もしくは貸付のための自然人による送金。このとき総額は1年に1億米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。

(2) 外国に居住地を移したタイ人の所有権に帰する金額の送金のため。このとき各受取人に対する金額は1年につき100万米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。

(3) 外国に居住する相続人に対する相続金の送金。このとき各受取人に対する金額は1年につき100万米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。

(4) 外国に居住する家族または親族への送金。このとき各受取人に対する金額は1年につき100万米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。

(5) 不動産購入。このとき1件につき1年あたり1000万米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。

(6) 公益への寄付。このとき1件につき1年あたり100万米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。許可取得法人は寄付に係る詳細をチェックし、公益への寄付が事実であることを検討判断しなければならない。

(7) 従業員への福利供与の形態にある外国のグループ会社の株式購入。このとき1年につき1年あたり100万米ドルまたは市場レートで同額を超えないものとする。

第一五項

いずれかの者が以下の目的のために許可取得法人から外貨の購入または交換を求めるとき、許可取得法人は以下の購入または交換に係る証拠書類と共に第四四項に定めたところに基づく書式を提出するようその者に要求しなければならない。

(1) 輸入代金または国内に持ち込まず、ある国から別の国に送る物品の代金の支払いでは、以下のいずれかの証拠書類を要求しなければならない。

(a) 売買契約。

(b) 商品価格リスト。

(c) 販売者の請求書。

(2) 外国の不動産購入では、以下の証拠書類を要求しなければならない。

(a) 必要な事由を説明する書類。かつ

(b) 不動産の詳細。

(3) 従業員への福利供与の形態にある外国のグループ会社の株式購入では、以下の証拠書類を要求しなければならない。

(a) 従業員が得る福利に係る詳細を説明した書類。

- (b) グループ会社の株式購入プロジェクト書類。かつ
- (c) 同一のグループ内会社であることを示す書類。
- (4) 外国事業への投資では、以下の証拠書類を要求しなければならない。
 - (a) 投資の事由及び詳細を説明する書類。
 - (b) 投資者に係る証拠。自然人である場合は国民証の写し、法人の場合は商業省が保証した登記証明書及び株主またはパートナーの名簿。
 - (c) 投資を受ける事業に係る証拠。例えば投資事業の登記許可書、定款書。
 - (d) (もしあれば) 会計監査人が保証した投資を受ける事業の最新の財務諸表。
 - (e) 外為管理官が定めた書式に基づく保証。かつ
 - (f) 投資金が1000万米ドルまたは市場レートで同額以上である場合は、外為管理官により発行された外国事業への投資希望通知受理書を要求する。
 - (c) 及び (d) に基づく書類については、許可取得法人は外貨購入または交換を求める者に投資後の提出を求めることもできる。
- (5) 外国事業への貸付では、以下の証拠書類を要求しなければならない。
 - (a) 貸付の詳細を示した貸付の証拠。
 - (b) 貸付人に係る証拠。自然人である場合は国民証の写し、法人の場合は商業省が保証した登記証明書及び株主またはパートナーの名簿。
 - (c) (もしあれば) 持ち株比率または出資比率を示す証拠。
 - (d) 借り入れる事業に係る証拠。例えば借り入れる事業の登記許可書、定款書。
 - (e) 会計監査人が保証した投資を受ける事業の最新の財務諸表。
 - (f) 外為管理官が定めた書式に基づく保証。かつ
 - (g) 貸付金が1000万米ドルまたは市場レートで同額以上である場合は、外為管理官により発行された外国事業への貸付希望通知受理書を要求する。
- (6) 外国に居住地を移したタイ人の所有権である金額の送金では、以下の証拠書類を要求しなければならない。
 - (a) その国の恒久的な居住への承諾を示す公的な証拠。
 - (b) 送金する金銭が受取人のものであることを示す証拠。例えば銀行の預金証明書。
- (7) 外国に居住する相続人への相続金の送金では、以下の証拠書類を要求しなければならない。
 - (a) その国の恒久的な居住への同意を示す公的な証拠。
 - (b) 相続人であることを示す証拠。例えば遺書、または裁判所が任命した相続管理人の受取人に対する相続財産分割を示す書類の写し。
- (8) 外国に居住する家族または親族への送金では、以下の証拠書類を要求しなければならない。
 - (a) その国の恒久的な居住への承諾を示す公的な証拠。
 - (b) 親族関係を示す証拠。例えば親族名簿。

(9) 外国渡航費用であれば以下のいずれかの証拠書類を要求しなければならない。

(a) 旅券。

(b) 航空機チケットまたは輸送機関の切符。

(10) パーツまたは外貨の外国借入金の返済では、以下の証拠書類を要求しなければならない。

(a) 外国からの借入の詳細を示す証拠。例えば借入契約。かつ

(b) 外国からの借入金を国内に持ち込んだ証拠。5万米ドルまたは市場レートで同額以上の外貨借入の場合は外貨取引書式の写しを要求する。5万米ドルまたは市場レートで同額未満の外貨借入、またはパーツ借入の場合は、入金通知書（バイジェーン・グン・オーンカオ）を要求する。または仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為取引に係る原則と行動方法を定めた外為管理官布告の施行日前に持ち込まれた借入金の場合はトー・トー3、トー・トー40書式、もしくは入金通知書を要求する。

(11) パーツまたは外貨の外国からの借入金の利息返済では、以下の証拠書類を要求しなければならない。

(a) 外国からの借入の詳細を示す証拠。例えば借入契約。ここに最初の利息返済での送金のみ。

(b) 外国からの借入金を国内に持ち込んだ証拠。5万米ドルまたは市場レートで同額以上の外貨借入の場合は外貨取引書式の写しを要求する。5万米ドルまたは市場レートで同額未満の外貨借入、またはパーツ借入の場合は、入金通知書（バイジェーン・グン・オーンカオ）を要求する。または仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為取引に係る原則と行動方法を定めた外為管理官布告の施行日前に持ち込まれた借入金の場合はトー・トー3、トー・トー40書式、もしくは入金通知書を要求する。

(c) 請求書がない場合は利息金請求書類、または利息計算を示す書類。

(12) 株式、権利書、または投資口への投資金の償還では、売却、権利移転、または権利保持を示す証拠を要求しなければならない。

(13) 債券、社債、約束手形、為替手形などの金融性証券への投資金の送金では、以下の証拠書類を要求しなければならない。

(a) 金融性証券保持については満期までの、または期日前の償還までの権利保持を示す証拠。

(b) 他者への金融性証券売却については権利移転を示す証拠。

(14) タイ国内支店または代表事務所の資金の送金では、以下の証拠書類を要求しなければならない。

(a) タイ国内支店または代表事務所設立の証拠、例えば商業省の許可書。

(b) 資金持込の証拠として、5万米ドルまたは市場レートで同額以上の金額である場合、外貨取引書式の写しを要求する。5万米ドルまたは市場レートで同額未満の金額である場合、及びパーツ貨の場合は入金通知書を要求する。仏暦二五四七年三月三十一日付けの

外為取引に係る原則と行動方法を定めた外為管理官布告の施行日前に持ち込まれた場合はトー・トー3、トー・トー40書式、または入金通知書を要求する。かつ

(c) タイ国内支店または代表事務所に送金されたことを示す証拠、例えば預金口座の写し。

(15) 農産品先物取引市場または先物契約取引市場での取引による保証金もしくは利益金の送金では、先物取引ブローカーの保証書を要求しなければならない。

(16) ミューチュアルファンドの減資によるミューチュアルファンドの投資金の送金では、以下の証拠書類を要求する。ここに、当該減資は国内での資金集め、もしくは借入、または国内での資金集め、もしくは借入による間接的な収入により生じたものであってはならない。

(a) 投資口購入のための資金持込の証拠として、5万米ドルまたは市場レートで同額以上の金額である場合、外貨取引書式の写しを要求する。5万米ドルまたは市場レートで同額未満の金額である場合、及びパーツ貨の場合は入金通知書を要求する。仏暦二五四七年三月三日付けの外為取引に係る原則と行動方法を定めた外為管理官布告の施行日前に持ち込まれた場合はトー・トー3、トー・トー40書式、もしくは入金通知書を要求する。

(b) 減資におけるミューチュアルファンドの総会決議。

(c) ミューチュアルファンドが保証した財務諸表。

(d) 減資時のミューチュアルファンドの権利資産を示す詳細。かつ

(e) 減資における財源を示す証拠。

(d) 及び (e) に基づく書類について、許可取得法人は投資金送還日から5日以内に外為管理官に送付する。

(17) 清算、減資または株式額面価額引き下げの場合の投資金の送金では、以下のいずれかの証拠書類を要求する。

(a) 清算の場合は清算人の清算終結証明書。

(b) 減資または株式額面価額引き下げの場合は商業が発行した登録資本金の証明書。

(18) 不動産売却代金の外国人に対する送金では、以下の証拠書類を要求する。

(a) 売買契約、かつ

(b) 不動産の所有権移転を示す証拠。

(19) 不動産賃貸料の外国人に対する送金では、以下の証拠書類を要求する。

(a) 賃貸契約、かつ

(b) 外国人の不動産所有権保持の証拠。

(20) 外国人がタイ国内に持ち込んだ資金の送金では、以下の証拠書類を要求する。

(a) 資金持込の証拠として、5万米ドルまたは市場レートで同額以上の金額である場合、外貨取引書式の写しを要求する。5万米ドルまたは市場レートで同額未満の金額である場合、及びパーツ貨の場合は入金通知書を要求する。仏暦二五四七年三月三日付けの外為取引に係る原則と行動方法を定めた外為管理官布告の施行日前に持ち込まれた場合は

ト一・ト一3、ト一・ト一40書式、または入金通知書を要求する。かつ

(b) 持ち出される資金がその外国人の資金であることを示す証拠、例えば預金口座の写し。

(21) 配当の送金では配当金支払いの証拠、例えば支払い会社の配当金支払い通知書を要求する。

(22) 本店への利益送金では公認会計監査人が保証した現会計期の財務諸表、または期中の利益送金であれば会社が内容証明した期中財務諸表を要求しなければならない。

(23) 教育費用であれば、その証拠、例えば教育機関の証明書、または文官人事院（ゴーパー）の証明書。

(24) タイ国内で働く外国人の貯金の送金では、使用者の所得証明書を要求しなければならない。

(25) タイ証券取引所に上場している、もしくは上場する自己の証券またはワラントの募集により非居住者の法人が得た資金の送金では、実際の募集金額を示すタイ証券取引監督委員会事務局の証拠書類を要求しなければならない。

(26) 義務を有する自己の外貨預金口座への入金のためであれば、外国の者または許可取得法人に支払わなければならない義務を示す証拠書類、及び預金のために購入する外貨の義務を有する全通貨及び全口座の預金額証明書を要求しなければならない。

(27) 義務のない自己の外貨預金口座への入金のためであれば、預金のために購入する外貨の義務のない全通貨及び全口座の預金額証明書を要求しなければならない。

(28) 外国での代表事務所設立費用であれば、設立の必要の事由を説明する書類及び関係する詳細を要求しなければならない。

(29) 上に掲げた以外の目的であれば、外国の者に支払わなければならない義務を示す証拠書類、例えば契約、請求書を要求しなければならない。

第一八項(3)から(4)までに基づく場合及び外国預金への送金以外に、諸目的のために5万米ドルまたは市場レートで同額未満の外貨について許可取得法人から購入もしくは交換する場合、許可取得法人は外貨の購入または交換を求める者に取引目的を知らせる書類を提出するよう要求する。

外貨の購入または交換は、証拠書類に明らかにされた、または証拠と一致したところに基づき支払い義務を有する者によってなされなければならない。義務を有している者ではない者による購入または交換が義務を有している者の名でなされる場合、許可取得法人は委任の書類を要求しなければならない。

証拠に明らかにされた、または証拠と一致したところに基づき受け取る権利を有する者に対する支払いの場合、許可取得法人は受け取る権利を有する者である外国の者の受取り代行オーダー、もしくは関係証拠書類を要求しなければならない。

ここに必要な場合に、許可取得法人は追加の証拠書類を要求し、チェックの上でその証拠書類が事実で正しいと判断すれば、必要性及び相当性に応じ外貨を売る、もしくは交換

する。

第一六項

いずれかの者が外貨債務の支払いのために許可取得法人に外貨購入を求める場合、許可取得法人はその者に対し借入契約または信用供与の書類の写しと共に第四四項に定めた書式を提出するよう要求しなければならず、提出されたとき許可取得法人はその目的のために外貨を売ることができる。

第一七項

タイ国内で一時的に業務をなす外国人が許可取得法人に預金するため外貨の購入を求めてきた場合、許可取得法人はその者に対し使用者による所得証明書と共に第四四項に定めた書式を提出するよう要求しなければならず、提出されたとき許可取得法人はその目的のために外貨を売ることができる。

第一八項

いずれかの者が以下の場合に外貨の購入または交換を求めるとき、許可取得法人はまず外為管理官に許可審査をしてもらい、その者に以下の証拠書類を提出するよう要求しなければならない。

(1) 第一四項に定めた金額を超えて外国事業に投資または貸し付けるため送金する場合、外国事業への投資または貸付の送金が定められた原則及び要件に従っていない外国事業、または外国証券売買事業への送金であれば、以下の証拠書類を要求する。

(a) 必要な事由の説明、投資または貸付の詳細、資金の出所、及び投資または貸付により得られる利益と共に許可申請書。

(b) 会計監査人が保証した投資または貸し付ける者の最新の財務諸表。

(c) 投資の場合は投資を示す証拠、例えば共同出資契約または株式売買契約。

(d) 投資者間の持ち株構造、貸付人及び投資を受ける者または借入人を示す証拠。かつ

(e) 申請人の身分を示す証拠。例えば自然であれば国民証の写し、法人であれば商業省が保証した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

(2) 第一四項(2)から(7)までに基づく目的のため、または第二三項に基づく預金のため、定められた金額を超えての外貨の購入または交換では、以下の証拠書類を要求する。

(a) 必要な事由の説明と共に許可申請書。

(b) 第一五項に掲げた各ケースにおける証拠、かつ

(c) 申請人の身分を示す証拠。例えば自然人であれば国民証の写し、法人であれば商業省が証明した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

(3) 仏暦二五五〇年七月二三日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第6号）によって改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一三項の二以外の外国証券購入の送金では、以下の証拠書類を要求する。

(a) 必要な事由の説明、購入する証券の詳細と共に許可申請書。

(b) 購入する証券の詳細を示す証拠。かつ

(c) 申請人の身分を示す証拠。例えば自然人であれば国民証の写し、法人であれば商業省が証明した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

(4) 外国の契約相手との借入、証券貸借など、デリバティブ取引に係る送金、または金融取引に関連する保証金の送金では、以下の証拠書類を要求する。

(a) 必要な事由の説明、取引の詳細と共に許可申請書。

(b) デリバティブ取引または金融取引、及び（もしあれば）デリバティブ取引に伴う取引の詳細を示す証拠。かつ

(c) 申請人の身分を示す証拠。例えば自然人であれば国民証の写し、法人であれば商業省が証明した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

(5) 第一五項に基づく場合の外貨購入または交換で、定められた証拠書類が揃っていない、または第一五項及び第一八項（1）から（4）以外の場合の外貨購入または交換では、以下の証拠書類を要求する。

(a) 関係する詳細の説明と共に許可申請書。

(b) 各ケースに基づく関連証拠。

(c) 申請人の身分を示す証拠。例えば自然人であれば国民証の写し、法人であれば商業省が証明した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

ここに許可取得法人はチェックの上でその証拠書類が事実で正しいと判断すれば、外為管理官に送付し、外為管理官は必要な場合、追加の証拠書類を要求することができる。

外為管理官が許可した時、許可取得法人は外為管理官が許可した金額を超えない範囲で外貨を売る、または交換することができる。

第一九項

外貨の購入または交換を求める者が公務機関である場合、許可取得法人は全ての場合において証拠書類を求めることなく、第四四項に定められた書式の提出をその公務機関に求めることにより、外貨を売る、または交換することができる。

第二〇項

許可取得法人は第四四項から第四七項に定められたところに基づき証拠書類及び報告、外貨の売却または交換に係る遂行をなす。

第五部 外貨預金口座

第二一項

外為管理官は、輸出代金として外貨を得た輸出者、及びその他の場合の外貨取得者が、設置法を有し、外貨支払いに係る事業を営む許可を取得した法人に当該外貨を預金することを許可する。

第二二項

許可取得法人は全ての場合において許可取得法人から金額の制限なしに外貨の預金を引き受けることができる。

第二三項

いずれかの者が許可取得法人に外貨預金を求めてきた場合、許可取得法人は第四四項に定めるところに基づく書式を提出するよう求め、以下の原則、方法、要件及び金額に全て従わせる。

(1) 預金する外貨は以下の金銭でなければならない。

(a) 外国における所得源から生じた金銭。

(b) 国内居住者が許可取得法人から購入、交換または借り入れた金銭。

(c) 預金者1人につき一日1万米ドルまたは市場レートで同額を超えない現金。

(2) 外国における所得源から生じた外貨である場合、預金を求める金額に基づき預金することができる。

(3) 国内居住者が許可取得法人から購入、交換または借り入れた金銭である場合、以下のように行動する。

(a) 外貨預金者は、外国の者または許可取得法人に外貨を支払わなければならない義務を有することを示す証拠書類を提出しなければならないが、外貨で支払わなければならない義務に基づく金額を超えない範囲で預金することができる。ここに、その預金者の全ての外貨、全ての口座を合わせた外貨預金額は、その日の終わり時点で、自然人の場合、100万米ドルまたは市場レートで同額以下、法人の場合、1億米ドルまたは市場レートで同額以下でなければならない。

預金者が第一段に定めた金額を超えて外貨預金を望む場合、外貨預金日から12か月以内に外国の者または許可取得法人に外貨を支払わなければならない義務を有することを示す証拠書類を提出し、当該義務に基づく金額を超えない範囲で預金することができる。

外貨で支払わなければならない義務には自己及びグループ内ビジネスの義務も含め、グループ内ビジネスの義務である場合はグループ内ビジネスであることを示す証拠書類を提出する。

(b) 預金者が外貨支払い義務を示す証拠書類を提出できない場合、別に開設した口座

に外貨を預金でき、当該口座への外貨預金残高は全ての外貨、全ての口座を合わせ、その日の終わり時点で、50万米ドルまたは市場レートで同額以下でなければならない。

ここに、国の機関、政府機関、国営企業、外国で活動する公務員は(1)(c)の要件に従わなくてもよい。

第二四項

以下の者の輸出代金以外の外国の所得源から生じた外貨の預金は、第二三項に従わなくてもよく、許可所得法人は仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一四項に従わなくてもよい。

(1) 非居住者及び3か月を超えない一時的な滞在許可を得た外国人。

(2) 外国大使館及び外交特権を得た者。

(3) タイ国内で特権及び保護を受けた国連機関、国際機関・団体、それら国連機関、国際機関・団体のために活動する職員、専門家またはその他の者。

(4) 外国大使館の外国人の担当官または職員。

(5) 国連機関、国際機関・団体の外国人の担当官または職員。

(6) タイ国内で一時的に従事する外国人。

第二五項

第二三項(1)に基づく外国の所得源から生じた外貨以外に、外為管理官は以下の場合に外貨預金を許可し、許可取得法人が外貨預金を引き受けることを許可する。

(1) 国内の者(居住者)がオフショア金融事業から借り入れ、自己の口座に預金することを求めてきた外貨。

(2) 国内の者が自己の外国の口座から、または非居住者の外貨預金口座から送金を受けた外貨。

(3) 非居住者が自己の別の外貨預金口座、または別の非居住者の外貨預金口座から送金を受けた外貨。

(4) 仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に基づく目的のために、第一五項に基づく書類を有している、国内の者が非居住者に支払う外貨。

(5) 非居住者が許可取得法人から借り入れた外貨。

(6) 非居住者の外貨預金口座に預金するために、その非居住者の口座からのパーツで買った、または交換した外貨。

(7) タイ国内に従事する外国人が第一七項に基づく預金のために許可取得法人から購入を求めた外貨。

ここに許可取得法人は外国の所得源から生じた外貨と同様の遂行をなす。

第二五／一項

第二三項（１）に基づく来源により生じた外貨以外の外貨について、外為管理官は国内の法人に対し、外国から商品またはサービス代金の支払いを受けるために、別の国内法人の第二三項（２）に基づく外国来源外貨預金口座から送金を受けた外貨の預金を許可し、許可取得法人が第二三項（２）または（３）を遵守することにより当該外貨の預金を引き受けることを許可する。

第二六項

第二三項、第二五項及び第二五／一項に定めた以外の外貨預金について、許可取得法人は申請人に以下の証拠書類を提出するよう要求することにより、まず外為管理官の審査許可を求めなければならない。

（１）必要な事由の説明、関係する詳細と共に許可申請書。

（２）ケースごとに基づいた関係する証拠。例えば将来の支払い義務または必要性を示した詳細及び証拠書類。

（３）申請人の身分を示す証拠。例えば自然であれば国民証の写し、法人であれば商業省が保証した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

ここに許可取得法人はチェックした上でその証拠書類が事実で正しいと判断すれば、外為管理官に送付し、外為管理官は必要な場合、追加の証拠書類を要求することができる。

第二七項

許可取得法人への外貨預金において、預金者が預金前に別の外貨への交換を望む場合、許可取得法人及び預金者は外貨交換をなすことができる。

第二八項

外貨預金の利息の支払いにおいて、許可取得法人は通貨（注／パーツ）または預金外貨によって支払う。

第二九項

以下の目的のために預金口座から外貨を引き出す場合、引出人は第三〇項に従わなければならない。

（１）仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に基づく外国の者に対する支払い。ここにグループ内ビジネスの支払い代行も含む。

（２）許可取得法人に対する外貨債務弁済。ここにグループ内ビジネスの代行支払いも含む。

（３）非居住者が自己の口座から外貨を引き出し、居住者の預金口座に入金する。

(4) 自己の別の外貨預金口座に入金する。

(5) [廃止]

(6) タイの公務機関、国の機関、政府機関及び国営企業が以下の目的で外貨預金口座から引き出す場合、

a、タイの公務機関、国の機関、政府機関及び国営企業の外貨預金口座に入金する。

b、タイの公務機関、国の機関、政府機関、国営企業の外国で活動する公務員または被雇用者の外貨預金口座に入金する。

(7) 許可取得法人に売却する。

許可取得法人は(6)に基づく外貨預金を引き受ける。このとき許可取得法人は預金者に対し第四四項に定めたところに基づく書式を提出させるようにしなければならない。

第二九／一項

商品またはサービス代金の支払いのために、第二三項(2)または(3)に基づく別の国内法人の外貨預金口座に入金する目的で、外国からの商品またはサービス代金の所得源を有する国内法人の第二三項(2)に基づく外国来源外貨預金口座から外貨を引き出すことができる。このとき引出人は第三〇項に従わなければならない。

第三〇項

外貨引出人は以下の証拠書類と共に第四四項に定めたところに基づく書式を提出する。

(1) 第二九項(2)に基づく引出であれば、第一五項に示したところに基づく証拠書類を提出し、グループ内ビジネスの支払い代行のための引出であればグループ内ビジネスであることの証拠を提出する。

(2) 第二九項(2)に基づく引出であれば、借入契約または信用供与書類の写しを提出し、グループ内ビジネスの債務支払い代行のための引出であればグループ内ビジネスであることの証拠を提出する。

(3) [廃止]

(4) 第二九／一項に基づく商品またはサービス代金の支払いのため、別の国内の者の外貨預金口座に入金する目的での引出であれば、商品またはサービス代金を示す証拠書類、例えば売買契約、請求書を提出する。

第三一項

第二九項及び第二九／一項に定めた以外の外貨の引出において、許可取得法人は申請人に以下の証拠書類を提出するよう要求することにより、まず外為管理官の審査許可を求めなければならない。

(1) 必要な事由の説明、関係する詳細と共に許可申請書。

(2) ケースごとに基づいた関係する証拠。例えば将来の支払い義務または必要性を示

した詳細及び証拠書類。

(3) 申請人の身分を示す証拠。例えば自然であれば国民証の写し、法人であれば商業省が保証した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

第三二項

第二九項(1)から(6)まで、及び第二九／一項に基づく目的のための預金口座からの外貨引出において、許可取得法人及び引出人は以下の場合に外貨交換することができる。

(1) 引出人がその交換を求める外貨を上掲の目的のために使用する。

(2) 引出人が許可取得法人にその交換を求める外貨への交換と預金を求めていることが明らかな時。ここに当該外貨預金は第二三項に基づく原則と要件に従わなければならない。

第三三項

第二四項に掲げたところに基づく者が預金口座から外貨を引き出す場合、その者は第二九項及び第三〇項に従わなくてもよく、外為管理官は許可取得法人に全てのケースで引出に応じることを許可する。

外貨の預金または交換を求める者が公務機関である場合、許可取得法人は証拠書類の提出を要求しなくてもよく、公務機関が第四四項に定めたところに基づく書式の提出を求めることにより、全てのケースで当該外貨預金または引出に応じることができる。

第三四項

許可取得法人は、第四四項から第四七項までに定めたところに基づく外貨預金または引出で、証拠書類及び報告に係る遂行をなす。

第六部 非居住者のパーツ口座

第三五項

許可取得法人は証券及びその他金融性証券への投資、近隣国との商取引・投資及び一般目的のためにのみ、非居住者のパーツ口座を開設することができる。

第三五／一項

証券及びその他金融性証券への投資のための非居住者のパーツ口座(Non-Resident Baht Account for Securities:NRBS)へのパーツ預金は、以下の場合に引き受けることができる。

(1) 外国から送金された、または非居住者の外貨預金口座から送金してきた外貨の等価に当たるパーツ貨。

(2) 証券またはその他の金融性証券への投資のために、非居住者の別のパーツ口座か

ら移されたパーツ貨。

(3) 仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に示されたところに基づく目的のために支払われる、証券及びその他金融性証券への投資金の返還金、当該投資金に関連して支払いを受けた報酬及び金銭、先物契約売買センター及び農産物先物取引市場で売買する金融デリバティブ契約に係る金銭としてのパーツ貨。

(4) 許可取得法人から借り入れたパーツ貨。

証券及びその他金融性証券への投資のための非居住者のパーツ口座からのパーツ引出について、許可取得法人は以下の場合に引出に応じることができる。

(1) 証券及びその他金融性証券への投資への支払い、及び当該投資の関連支払い。

(2) 証券またはその他の金融性証券への投資のための、非居住者の別のパーツ口座への入金。

(3) 金融デリバティブ取引に係る支払い。

(4) 許可取得法人からの借入金の返済。

(5) 許可取得法人からの外貨購入。

第三五／二項

近隣国との商取引、投資のための非居住者のパーツ口座（Special Non-Resident Baht Account:SNRBA）へのパーツ預金は、タイの商業銀行支店がベトナム社会主義共和国、中華人民共和国（雲南省のみ）及びタイと国境を接する近隣国にあり、当該口座がその商業銀行のタイ国内の本店または支店に1口座だけある場合についてのみ、以下の場合に引き受けることができる。

(1) 外国から送金された外貨、または非居住者の外貨預金口座から引き出された外貨の等価に当たるパーツ貨。

(2) 近隣国との商取引、投資のために非居住者の別のパーツ口座から送金されたパーツ貨。

(3) 仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に示されたところに基づく目的のために支払われるパーツ貨。

(4) 許可取得法人から借り入れたパーツ貨。

(5) 口座主であるベトナム社会主義国及びタイと国境を接する近隣国内の銀行が許可取得法人との金融取引により得たパーツ貨。

(6) 口座主であるベトナム社会主義国及びタイと国境を接する近隣国内の銀行が当該国から送金してきたパーツ貨。

近隣国との商取引、投資のための非居住者のパーツ口座からのパーツ引出について、許可取得法人は以下の場合に引出に応じることができる。

(1) タイの商業銀行支店によるベトナム社会主義共和国、中華人民共和国（雲南省の

み) 及びタイと国境を接する近隣国との商取引、投資取引の支払い。

(2) タイからの商品及びサービス代金の支払い。

(3) 近隣国との商取引、投資のための非居住者の別のバーツ口座への入金。

(4) (1) から (3) 以外の目的で引き出す場合、許可取得法人とのスワップ取引を通じた外貨への交換。

第三五／三項

一般目的のための非居住者のバーツ口座 (Non-Resident Baht Account; NRBA) へのバーツ預金は、以下の場合に引き受けることができる。

(1) 外国から送金された、または非居住者の外貨預金口座から引き出された外貨の等価に当たるバーツ貨。

(2) 一般目的のために非居住者の別のバーツ口座から送金されたバーツ貨。

(3) 以下の金銭ではない、仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に示されたところに基づく目的のために支払われるバーツ貨。

(a) 先物契約売買センター及び農産物先物取引市場で売買する金融デリバティブ契約に係る金銭、または証券及びその他金融性証券への投資金の還付金、及び当該投資金に関連して支払いを受けた報酬。

ここに、許可取得法人は非居住者が10%以上の割合で投資した株式における投資金の還付金、当該投資に係る報酬及び支払い金について預金を引き受けることができる。

(b) 第一四項(1)に基づく外国の事業に対する投資金または貸付金、または非居住者(法人のみ)がタイ証券取引所に上場する、もしくは上場した自己の証券もしくはワラント募集により得た金銭。

ここに、ベトナム社会主義共和国及びタイと国境を接する近隣国の居住者の一般目的のために、許可取得法人は第一段に基づく金銭の預金を引き受け、非居住者のバーツ口座に入金することができる。このとき、預金引き受けの金銭は以下の要件に従わなければならない。

1、ベトナム社会主義共和国及びタイと国境を接する近隣国内の事業に対する投資金もしくは貸付金である。このとき当該投資を受ける、もしくは貸付を受ける事業においては、タイ国内または当該国内の貿易もしくは投資のために金銭が使用されなければならない。または

2、ベトナム社会主義共和国及びタイと国境を接する近隣国に居住する者が証券もしくはワラント募集により得た金銭である。このとき当該金銭はタイ国内または当該国内での商取引、もしくは投資のために使用されなければならない。

(4) 許可取得法人から借り入れたバーツ貨。

(5) 口座主であるベトナム社会主義国及びタイと国境を接する近隣国内の銀行が許可

取得法人との金融取引により得たパーツ貨。

(6) 口座主であるベトナム社会主義国及びタイと国境を接する近隣国内の銀行が当該国から送金してきたパーツ貨。

一般目的のための非居住者のパーツ口座からのパーツ引出について、許可取得法人は以下の場合を除き、すべての引出に応じることができる。

(1) 証券及びその他金融性証券への投資金の支払い。

ここに、許可取得法人は非居住者が10%以上の割合で投資した株式における投資金の支払い、及び当該投資に関連する金銭支払いのために引出に応じることができる。

(2) 証券及び他の金融性証券への投資のための非居住者のパーツ口座への入金、または近隣国との商取引、投資のための非居住者のパーツ口座への入金。

(3) 先物契約売買センター及び農産物先物取引市場で売買する金融デリバティブ投資に係る支払い。

第三六項

本布告の第三五／一項及び第三五／三項に示された各ケースにおける預金引き受けで、許可取得法人は以下の証拠書類を要求する。

(1) 外国から送金された、または非居住者の外貨預金口座から引き出された外貨の等価としてのパーツ貨の場合、外貨売却を示す証拠書類を要求する。

(2) 許可取得法人から借り入れたパーツ貨である場合、借入契約の写し、または信用供与の書類。

(3) 仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に示されたところに基づく目的のために支払われるパーツ貨の場合、本布告の第一五項に定めたところに基づく証拠書類を要求する。

(4) 口座主であるベトナム社会主義国及びタイと国境を接する近隣国内の銀行が許可取得法人との金融取引により得たパーツ貨の場合、許可取得法人との金融取引の証拠書類を要求する。

(5) 口座主であるベトナム社会主義国及びタイと国境を接する近隣国内の銀行が当該国から送金してきたパーツ貨の場合、税関職員が押印し、署名を付したパーツ貨持ち込み証明書を要求する。

本布告の第三五／一項及び第三五／三項に示した各ケースにおける引出で、許可取得法人は引出人に以下の証拠書類を提出するよう要求する。

(1) 証券及び他の金融性証券への投資の支払い、及び当該投資に関連する支払いの場合、証券、金融性証券の購入の証拠、または当該投資に係る請求書を要求する。

(2) 金融デリバティブに係る支払いの場合、金融デリバティブに係る証拠書類、例えば金融デリバティブ契約、もしくは先物取引ブローカーからの証明書を要求する。

(3) 許可取得法人からの借入金の返済の場合、借入契約の移し、または信用供与の書

類を要求する。

(4) 一般目的のための非居住者のパーツ口座への入金のための引出の場合を除く、第三五／三項の第二段に基づくパーツ貨の場合、各ケースに応じて関連書類を要求する。

第三七項

許可取得法人は以下の者のパーツ貨について、第三五項、第三五／一項または第三五／三項、第三六項及び第四七項に従わずに預金口座に入金することができる。

- (1) タイ国内に設置された外国公館、国連機関、国際機関。
- (2) 1年以上国外に滞在するタイ国籍者。
- (3) タイと国境を接する国の居住者で銀行事業を営んでいない者。

第三八項

仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一六項、及び本布告の第三五項に示された以外の場合における非居住者のパーツ口座へのパーツ預金引き受けで、許可取得法人は預金者に対してまず、関連証拠書類とともに申請書を許可取得法人を通じて外為管理官に提出させるようにする。

第三九項

本店と外国支店間に開設した相殺決済口座形態の銀行口座を通じたパーツの送金は、外国の銀行支店と本店間の支払いとしての送金のみ、これをなさなければならない。国際取引における顧客の支払いとしての銀行口座を通じての送金は、非居住者のパーツ口座の形で開設された口座を通じてのみ、これをなさなければならない。口座への入金、口座からの引き出しは仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一六項、及び本布告の第三五項から第三八項までに従わなければならない。

第七部 外貨借入

第四〇項

外為管理官は、設置法を有し、外国への支払いに係る事業を営む許可を得た法人に対し、外貨の貸付を許可することができる。

第四一項

非居住者以外の者で、許可取得法人から外貨で借入または別の形で信用供与を受けることを求める者は、以下の目的のためにこれをなすことができる。

(1) 仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に基づく目的のため。

(2) その許可取得法人に売却するため。

(3) 許可取得法人に外貨で支払うため。このとき借入契約の写し、または信用供与の書類を提出する。

(4) 第二三項に基づき外貨預金口座に預金するため。

許可取得法人がチェックした上で、第一段に基づく証拠書類が事実で正しく、通知されたところに基づく目的のための借入であることを確認した時、許可取得法人は外貨を貸し付けることができる。このときその者に借入契約を結ぶよう要求する、または信用供与の書類がなければならない。

外貨借入を求める者が公務機関である場合、許可取得法人は証拠書類を求める必要はなく、第四四項に定めた書式を提出させることで、全てのケースで外貨を貸し付けることができる。

第四二項

許可取得法人は非居住者に対し、ある時点で合計500万米ドル、または市場レートで同額を超える外貨を貸し付けることができる。

第八部 証拠書類及び報告に係る行動方法

第四三項

物品を国外に持ち出す、または国内に持ち込む者は、外為管理官が定めた書式に従って商品送り状を提出する時に、税関職員を通じ外為管理官に輸入または輸出する物品及び価格を報告しなければならない。

物品を国外に持ち出す、または国内に持ち込む者は、以下の要件に基づく物品について外為管理官に報告しなくてもよい。

(1) 商品サンプル。

(2) 入国者または出国者の私用品。

(3) 輸出品のパッケージングのために輸入された、または輸出品のパッケージングに使用され、返送されてきた、もしくは輸入品のパッケージングに使用され、後に外国に返送される全ての種類のパッケージまたはパッケージングに使用される他の物に加え、軸棒、または外国でパッケージングするため輸出されるパッケージもしくはパッケージングに使用されるその他の物、または輸出品のパッケージングに使用され外国から返送されてきたパッケージもしくはパッケージングに使用されるその他の物に加え、軸棒。

(4) 外国で現像し、国内に戻す撮影済みフィルム、または国内の映画館またはテレビで映された後に外国に戻す映画フィルムまたは広告フィルム。

(5) 警察当局が輸入する飛行機の部品及び機材、または外国航空会社の支店が本店に送る外貨購入のない飛行機部品及び機材。

- (6) 支払いなしに輸入され、関税局との契約期間内に外国に送還される物品。
 - (7) 外国に輸出販売され、修繕代金なしに修繕のため送還されてきた物品。
 - (8) 公務機関、国の機関、政府機関または国営企業が国外の公務もしくは業務で使用するために国外に送る消費財。
 - (9) 公務機関、国の機関、政府機関または国営企業が展示もしくは修繕のために国外に送り、後に国内に戻す物品。
 - (10) 公務機関、国の機関、政府機関、国営企業、タイ赤十字社、病院、教育機関、宗教施設または財団に無償の形で寄付もしくは支援するために輸入された物品。
 - (11) 民衆に一般公開されるために一時的に輸入された、または国際会議で使用するために輸入されたものであることを税関職員が認めた物品。
 - (12) タイ政府から事業権を得た外国の会社が地下資源探査のため国内で使用する輸入物品。
 - (13) 外国に渡航する飛行機に給油する燃油。
 - (14) 外交特権を得た者、国連機関、タイも加盟している国際機関が輸入または輸出する物品。
 - (15) 国際運船業者または当該業者の支店もしくは代理人が自己の国際運送事業で使用する船舶を修繕するために輸出することを税関職員が認めた国際輸送船の部品及び機材。
 - (16) 航空機で輸出入される映画フィルム、ニュース及びドキュメンタリーフィルム、または音声・映像が記録された媒体。
 - (17) 出入国チケットまたはトランジットチケットに定められた出国者、トランジット客または入国者が持ち出す免税店で販売される物品。
 - (18) 旅客または出入国チケットまたはトランジットチケットに定められた出国者、トランジット客または入国者が身に着けた物品並びに宝石、金装飾品及びプラチナ装飾品。
 - (19) 国防省が輸入する武器。
 - (20) 航空会社が飛行機で輸入する機上での乗客サービスに使用するための物品。
 - (21) 飛行機で持ち込まれた日刊、定期刊、隔週刊新聞及び写真ニュース新聞。
 - (22) 自己の鉱業事業で使用するために鉱業事業者によって輸入された鉱業資機材。
 - (23) 鉱業事業者によって輸入された輸出のために鉱物を梱包する袋、鉱物の袋に貼る札、紐。
 - (24) 布告または命令のある物以外の出入国チケットまたはトランジットチケットに定められた一時入国者が持ち込む物品。
 - (25) (1) から (24) 以外の5万米ドル、または市場レートで同額未満の輸出入物品。
 - (26) 関税法に基づき商品送り状を提出する必要のない物品。
- 物品を国外に持ち出す、または国内に持ち込む者が税関職員に商品送り状を提出した時、当該商品送り状は外為管理官が定めた書式であるものとみなす。

第四四項

いずれかの者が5万米ドルまたは市場レートで同額以上の外貨の売買、交換、引出を求め、または当該外貨を売らず、許可取得法人に預けないことを望むとき、その者は外為管理官が定めた外貨取引書式を提出し、許可取得法人は証拠として写しを作成し、その者に引き渡す。許可取得法人が外貨の売買に応じた場合、許可取得法人は外貨取引書式に取引に応じた金額、交換比率、年月日を表示する。

5万米ドルまたは市場レートで同額以上の外貨を売らない場合、許可取得法人は外貨の支出入を明確に分けるため、申請人に外貨取引書式を2部作成させるようにしなければならない。

いずれかの者が5万米ドルまたは市場レートで同額以下の外貨の売買、交換、引出を求め、または当該外貨を売らず、許可取得法人に預けないことを望むとき、許可取得法人は取引の証拠を発行し、取引に応じた金額、交換比率、年月日及び目的を表示し、証拠として写しを作成し、その者に引き渡す。

第四五項

外為管理官は非居住者に対し、第四四項に定めた外貨取引書式と同一の全データを有する **Authenticated SWIFT** を通して、当該書式のデータを代わりに記入することで注文または内容を送ることを許可する。ここに許可取得法人は当該書類での取引を内容証明し、押印し、その取引の金額、交換比率及び年月日を表示する。

第四六項

許可取得法人は外貨取引書式、**Authenticated SWIFT** を通じた注文または内容の書類、許可申請書式、及び許可取得法人が発行した書類、関連証拠書類を5年以上保管し、外為管理官が必要な時に検査できるようにしておく。

第四七項

許可取得法人は、外為管理官が定めた原則及び方法に従い、タイ国銀行を通じて外為管理官に、外貨支払いに係る事業下における外貨の売買、交換、送金、預金、引出、貸付、非居住者のパーツ口座からのパーツ預金・引出、及びその他の報告をなさなければならない。ここに許可取得法人は当該報告が正しく全て揃っていることをチェックし、管理する義務を有する。

第四七／一項

許可取得法人は仏暦二五五〇年七月二三日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第6版）に基づき外貨受取人に告知することを許可された外貨の購入も

しくは預金引き受け、または外貨に係るその他の実施の原則についての告知を毎回、告知日もしくは当該原則の変更があった日から7日以内に外為管理官に送付するようにする。

第九部 金の売買

第四七／二項

外国における全種類の金先物売買に加え、金が商品になっている、もしくは金に係る変数を有する先物取引契約の先物市場内外における売買は、直接売買もしくはブローカーを通しての売買、またはその他の売買であっても、以下の証拠書類とともに外為管理官に許可申請する。

(1) 必要な事由の説明とともに、契約の詳細を示した許可申請書。

(2) 契約の詳細を示した証拠。リスクヘッジの場合は契約を保証する取引の詳細を示した証拠を提出する。かつ

(3) 申請人の身分を示す証拠。例えば自然であれば国民証の写し、法人であれば商業省が保証した定款書、登記証明書、株主名簿またはパートナー名簿。

第一段に基づく売買が許可取得法人によってなされる場合、許可取得法人は外為管理官に許可を申請せずにこれをなすことができる。

第四七／三項

国内での先物市場での金に係る変数を有する先物取引契約の売買では、第四七／二項に基づく証拠書類とともに外為管理官に許可を申請する。

第一段に基づく売買が許可取得法人間によってなされる場合、許可取得法人は外為管理官に許可を申請せずにこれをなすことができる。

第四八項

本布告は仏暦二五四七年四月一日から施行する。[注／第20版は西暦二〇一〇年一〇月一二日に施行]

(おわり)